

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人聖徳学園
②設置大学名称	岐阜聖徳学園大学
③担当部署	総務・管財課
④問合せ先	058-279-3300 soumu@shotoku.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 8 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 9 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.shotoku.jp/outline/governance.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神に則り、学園としての役割を確認し、経営方針、人材育成及び教育目的を明確化している。またホームページ等を通じて、学生や社会に対して、広く示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部の教授会において、３つの方針（ポリシー）について確認・点検を行っている。また、科目のナンバリング、履修ツリーの作成及びシラバスなど、学生の履修に関して分かりやすく示している。 自己点検・評価を適切に実施し、その結果を踏まえ、教育の質の向上、充実に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	理事長は、大学に関する教学業務の決定権限を学長に委任している。全学に係る教学改革の取り組み及び研究・管理運営等の質向上を図ることを目的に教学マネジメント会議を設置している。各学部についても教授会規程に則り、適切な運営方針等に取り組んでいる。 また、規程に則り、学長の職務を適切に補佐するため、副学長及び学長補佐を置いている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行っている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	副学長を委員長とし、教育の資質向上を図るために、組織的な活動を推進する役割としてFD委員会を設けている。FDについては、大学全体で実施するだけでなく、各学部においても毎年、学部の特性に応じたFDを実施し、資質向上を図っている。 SDについては、SD委員会規程に則り、教職員全体で行う研修会を実施し、職員のみで行う研修会については、毎年課題を設定し階層別研修会を実施している。また、仕事を進めるにあたり必要とされる知識等について学外研修として受講することが可能である。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中長期経営計画として、平成 30 年に「グランドデザイン 60 t h」が通知され、ビジョンの共有を図った。 財務状況等を鑑み、令和 3 年には、事業計画の修正案が理事会及び評議員会で承認され、令和 4 年 12 月の理事会並びに令和 5 年 2 月の理事会において、人文学部の設置や定員増など各学部の詳細な改組案が承認された。 令和 7 年 3 月 11 日開催の理事会において経営改善計画が審議され、承認された。 また、毎年、評議員会及び理事会において収支予算に関する承認の際には、中期的な事業計画についても承認を得ている。 なお、中長期的なビジョンを担当する部署として、法人本部に経営企画部を設置し、大学と連携を強化している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	教学マネジメント会議で確認及び検証した上で毎年見直しを行っており、学長がその状況について、理事会及び評議員会で報告等を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	地域・社会連携センター事務室を通じて、公開講座を開設している。また、社会人の受け入れについては、履修証明プログラムや科目等履修生制度を設けている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域・社会連携センター事務室が中心となり、自治体等と連携し活動を行っている。 また、教育実習先の自治体と協定を結び本学の教員を講師として派遣している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生を受け入れるため、国際交流課、学生支援課及び学生課が協力し支援体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員（総数 9 名）及び評議員（総数 12 名）のうち、各 1 名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守している。 教職員の理事は、その業務等で得た知識・経験・能力を活かし、業務量等に配慮しつつ、理事の業務を行っている。 理事 9 名中 2 名を外部理事で選任し、外部理事は、理事会において、多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行している。 なお、理事の選任機関は評議員会となっており、透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守している。 原則月 1 回理事会を開催し、課題等に関して、迅速に対応している。 理事会における議決事項及び議事録の作成、保管について、寄附行為に規定し、遵守している。 また、必要な重要項目については、評議員会の意見を踏まえた上で、審議、決定している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対して、ハラスメント研修会、こども性暴力防止法及び部活動の遠征等における安全確保の情報提供を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準を寄附行為に規定し、理事会で監事候補者を審議し、評議員会で選任している。 会計監査人は、監事 2 名の同意の下、理事会で候補者を審議し、評議員会で選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程及び内部監査規程に則り、監査を行っている。 監事及び内部監査室長は、常に理事会及び評議員会に出席し、法人の財産状況及び理事の業務執行を監査している。 監事は、毎年、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会で報告している。 理事長、常務理事、公認会計士、監事、内部監査室が連携を図り、意見交換の場を設けている。

	なお、法人本部事務局の総務・管財課及び財務・経理課が中心となり、監事、会計監査人及び内部監査室のサポート体制を整えている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	法人本部財務・経理課から、学校法人監事研修会の受講依頼など、適宜、監事へ研修会の情報提供を行っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任は、評議員会で行うこととし、寄附行為に則り、遵守している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員は、現在 12 名おり、十分な人数を選任している。 評議員会において、学校法人の業務執行及び財務状況など、適宜、意見を聴き確認をしている。また、中長期的ビジョンなどの重要項目についても必ず意見聴取を行っている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、法人及び大学等を取り巻く環境、中長期計画等の進捗状況及び課題等の説明を行っている。 評議員に対して、ハラスメント研修会の情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	リスク管理規程に則り、理事長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、危機管理マニュアル及び事業継続計画を策定及び確認をしている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	役職員等が適切かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上を資することを目的としてコンプライアンス推進規程を定め、理事長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置している。 学校法人聖徳学園における内部〔公益〕通報取扱い規則を制定し、法令及び諸規程が遵守されるよう体制を整えている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令に則り、適切にホームページで公開し、運営や活動の透明性を確保しています。 また、産官学連携、高大連携、公開講座などの活動をHPで公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ポータルサイトを活用するほか大学案内、広報誌等の媒体も活用するなど情報公開に関して分かりやすく工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明